

令和3年度 第1回瑞浪市文化財審議会 会議録

■日 時：5月27日（木）10時00分から11時30分まで

■場 所：瑞浪市化石博物館 レクチャールーム

■出席者：小木曾健夫、小栗幸江、小栗 茂、加知久宗、可知正己、三戸憲和、
柴田明芳、山田和洋

欠席者：青木本吉

事務局：山田教育長、和田課長、砂田係長、安藤主査

■委嘱状交付

山田教育長より各委員に委嘱状を交付。

■あいさつ

山田教育長あいさつ（内容は省略）。過半数委員の出席による会議成立の宣言。

■審議事項

（1）会長選出

事務局：任期最初の委員会ということで、会長の選出についてお諮りします。
瑞浪市文化財保護条例第16条では、委員の互選により定めることと
なっており、自薦、他薦は問いませんので発言をお願いします。

委 員：これまでも審議会の円滑な運営に尽力されている可知委員に再任して
いただいてはどうか。

委 員：これまで職務代理者を務められた柴田委員はどうか。

【可知委員推薦の意見が相次ぐ】

事務局：それでは可知委員に再任との意見が多く出されましたので、可知委員
にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

【異議なしの声】

会 長：それでは、会長を引き受ける。

事務局：ありがとうございます。同じく条例第16条では会長が職務代理者を
指名することとなっておりますので、ご指名をお願いします。

会 長：それでは、柴田委員に再任をお願いしたい。

事務局：承知しました。それでは今期の会長は可知委員、職務代理者は柴田委
員に決定しました。それでは、以後の議事進行を可知会長にお願いし
ます。

（2）文化財の指定解除について

会 長：それでは、文化財指定解除について事務局からの説明を求める。

事務局：瑞浪市無形文化財「粉引」については資料1に概要を記載しました。技法保持者である浅井礼二郎氏が3月19日に亡くなられ、技法が失われましたので、瑞浪市文化財保護条例第4条の規定により当該文化財の指定解除についてお諮りします。

会長：ただ今事務局から説明があった、粉引の指定解除について審議する。ご意見やご質問等あれば発言をお願いしたい。

【特に意見や質問は無し】

会長：今回は技法保持者の方が亡くなられたということで、残念なことではあるが、指定解除はやむを得ないと考えるがどうか。

【異議なしの声】

会長：それでは異議なしと認め、文化財指定を解除することとする。事務局には解除の手続きをお願いする。

事務局：承知しました。

(3) 文化財の指定について

会長：引き続き、文化財指定について事務局からの説明を求める。

事務局：瑞浪市民俗文化財「大湫神明白山神社例祭」については資料2に概要を記載しました。当該文化財の調査成果については『大湫神明白山神社例祭総合調査報告書』に詳細が述べられていますので、この報告書の内容も踏まえて文化財指定の可否についてお諮りします。

会長：ただ今事務局から説明があった、大湫神明白山神社例祭の文化財指定について審議する。ご意見やご質問等あれば発言をお願いしたい。

委員：無形の文化財指定となると今度も同じ形態で祭礼が行われるか、即ち例祭の継続性について確認しておく必要がある。

委員：無形の文化財は所作などが正しく継承されるか、また継承しようとして意識しているかも重要な視点である。ただし、文化財に指定することで継承が意識されるという効果を生じることも考えられる。

委員：大湫は小さな集落であり、祭礼の担い手も、昔と比較すると高齢化あるいは減少しているのは事実である。そのため、同町内の神田地区や足股地区からの参加者を増やすなどの変化はあると思われるが、これにより祭礼行事の内容や音楽が変質することはないと考える。

委員：市内には、神社の祭礼音楽の楽器のみが残り、音楽やその他の行事が失われてしまった事例もある。その点、大湫の例祭には伝統的な音楽や行事も残されており、貴重な事例と言える。

委員：かつて瑞浪市内では、行列を伴う祭礼が少なくなかったが、現在ほとんどが失われている状況にある。その点、大湫は伝統的な祭礼の形態を残していると評価でき、後世に伝えてほしい祭礼の一つである。

委員：報告書にも記載されているように、大湫の例祭は開催時期や日数などには改変を加えながらも、伝統的な形態が残されていると判断できる。これを文化財に指定することは適当と考える。

委員：文化財指定に反対するものではないが、今回文化財に指定することで原則的には現在の祭礼の形態を維持することが求められると考える。それが地域にとって負担となることはないか。

委員：地元では祭礼を楽しみにしている住民も多い。新型コロナウイルス、また神明神社の大杉の倒伏による影響で2年ほど本来の形態での祭礼が執行されていないが、早期の開催を希望する声も聞かれる状況である。また大杉の倒伏により破損した楽器や神輿の新調・修理も計画されていることもその証左であると考ええる。

さらに、大湫では大杉の倒伏後、一丸となって対応にあたった影響もあってか町内の結束が強まっているようにも感じられる。継承の意思も強いことから指定に差し支えは無いと考える。

委員：調査報告書によれば、この例祭は少なくとも200年以上継承されてきたものであり、大湫のような小さな集落で、幕末などの動乱を経ても祭礼が継承されてきたのは地域住民の努力の賜物である。

委員：この度の調査により山車の由来や譲渡の年代が明らかになったことは意義あることであり、山車は建造後200年以上を経ているとみられることから有形の民俗文化財としても貴重である。また神輿の製造年代や入手先も明らかとなり道具類の歴史的な価値も高い。

なお、これは想像の域を出ないが、幕末の動乱や中山道の廃道など、大きな社会変化の中で住民の心をまとめるために山車を求めた可能性があると思う。そのように考えると、この祭礼は地域の結束力の象徴とも考えられ、文化財指定によって同様の効果を期待することもできる。

会長：以上、大湫の例祭については文化財指定に肯定的な意見が多く出されたので、文化財審議会としては文化財指定が適当ということに決定したいがよろしいか。

【異議なしの声】

会長：それでは、大湫神明白山神社例祭については、民俗文化財に指定することに決定する。

事務局：ご審議ありがとうございました。それでは、次回の審議会までに指定事由書の案を事務局にて作成して審議会にお諮りしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会長：それでは本日の審議はこれにて終了する。

■その他

次回審議会の開催日時について協議し、6月17日午後の開催に決定した。

また、大湫神明神社の大杉の県文化財指定について、令和3年3月30日付けで指定が解除されたことを口頭にて説明した。